

秘密情報のお取扱いに関するご利用規約

株式会社Linx Japan（以下「Linx」といいます。）は、お申込みされた方（以下「利用者」といいます。）からLinxに対し提供・開示された秘密情報について、以下の通り規約（以下「本規約」といいます。）を定めており、本規約に従い、情報を取り扱っております。

利用者は、Linxに対してサービス提供契約「ファクタリング契約」（以下、「当該契約」といいます。）のお申込みをされた時点で、本規約に同意したものとみなしますので、必ず本規約の内容をご確認のうえお申し込みください。

規 約

第1条 【定義】

本規約において秘密情報とは、利用者がLinxに対して、営業情報、サービス情報等を含む、本件業務の為に開示当事者から受領当事者に書面、電子、又は口頭により開示される全ての情報のうち、開示当事者が秘密に保持すべきものと指定したものを言います。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号の何れかに該当するものは秘密情報に該当しないものとします。
 - (1)利用者から開示される以前に、既に公知・公用であったもの
 - (2)利用者から開示された後に、Linxの責めに帰せず、公知・公用となったもの
 - (3)利用者から開示される前からLinxが知得していたもの
 - (4)Linxが正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、合法的に取得したもの

第2条 【秘密保持】

- 1 Linxは、利用者から開示された秘密情報を厳重に保管、及び管理します。
又、開示当事者の書面による承諾なく、本契約の内容、及び秘密情報を開示、又は漏洩してはならないものとします。
- 2 Linxは、Linxの取締役、監査役、従業員又は弁護士、税理士、公認会計士等、法律上守秘義務を負う者に開示する場合を除き、秘密情報を第三者に開示、又は漏洩致しません。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号の何れかに該当する場合には、第三者に開示致します。
 - (1) 法令、又は官公署の命令により開示することが要求される場合
 - (2) 官公署からの要請等、受領当事者による開示に正当な理由があるものと受領当事者が合理的に判断した場合
 - (3) 利用者の信用調査、利用者が譲渡対象としている債権調査、当該債権の債務者の信用調査、及びLinxが利用者から購入し、又は譲渡の設定を受けた債権の調査、若しくは回収の為に、Linxが必要と判断、若しくは認めた場合

第3条 【複製認諾】

Linxは、利用者から承諾を得ることなく、Linxの業務に必要な範囲で秘密情報を複製、又は複写致します。

第4条 【秘密情報の返還等】

Linxと利用者間で、契約の成立に至らなかった場合は、開示された秘密情報が記載された書面、その他の媒体のうち、原本としてお預かりしたものについては、利用者が成立に至らないとなった日から10日以内に返還を希望された場合には、これを利用者に返還致しますが、原本以外については全てLinxにおいて破棄させて頂き、利用者に返還致しません。

2 Linxと利用者との間で、契約の成立(締結)に至った場合、秘密情報については、Linxと利用者との契約の履行が全て完了した時点から1年を経過した後にLinxにおいて破棄させて頂き、利用者に返還致しません。但し、原本でお預かりしたものについて利用者が返還を希望された場合には、これを利用者に返還します。

第5条 【本規約の変更】

Linxは、本規約を隨時変更することが出来るものとし、Linxのウェブサイト(ホームページ)上で公表した時点から、変更の効力が発生するものとします。

第6条 (期間)

本規約の有効期間は、当該契約が終了するまでとする。

2. 前項にかかわらず、第2条(秘密保持)、第4条(秘密情報の返還等)は当該契約の終了後も有効に存続する。

第7条 (解除)

Linxと利用者は、相手方が本規約に定める条項の一に違反したときは当該契約を解除することができる。

第8条 (管轄)

本規約について争いが生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条 (その他)

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、Linxと利用者は互いに誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

2019.10.1

株式会社 Linx Japan

〒231-0007

横浜市中区弁天通3丁目42番地 NGS弁天通ビル4階

TEL 045-264-9191 FAX 045-264-9193

MAIL y.saies@linxjapan.jp

URL <https://www.linxjapan.jp/>